

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

記

1. 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
2. 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
3. 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間